

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

## 目 次

- ◇規 則
  - 鳥取県立境港通動寮管理規則
  - 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
  - 鳥取県みつばち転飼条例施行規則
  - 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県立境港通動寮管理規則をここに公布する。

昭和四十八年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

### 鳥取県立境港通動寮管理規則

#### (目的)

第一条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立境港通動寮(以下「通動寮」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

#### (入所資格)

第二条 通動寮に入所することができる者は、次に掲げる要件に該当する十五歳以上の精神薄弱者で、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条に規定する援護の実施機関(以下「援護機関」という。)が通動寮に入所させて援護することを決定したものとす。

一 通動寮から通動可能な距離にある事業所に現に就職し、又は就職することが確実な者であること。

二 伝染性疾患を有しない者であること。

三 その他通動寮へ入所させることが適当でないと認められる者でないこと。

#### (収容定員)

第三条 通動寮の収容定員は、二十人とする。

#### (入所期間)

第四条 通動寮の入所期間は、二年以内とする。ただし、援護機関が二年を経過しても引き続き援護を行なうことを適当であると認められた者については、その期間を延長することができる。

#### (使用料の額)

第五条 条例第五条の二の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとす

る。

(使用料の減免)

第六条 条例第六条の規定による使用料の減免は、次に掲げるときに限り行なうことができる。

- 一 災害、盗難その他これらに類する理由により使用料の納付が困難と認められるとき。
- 二 入院その他正当な理由により通常の利用がないとき。
- 三 その他知事が特に必要と認めたととき。

(指示)

第七条 知事は、通勤寮の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、入所者に対し、必要な指示をすることができる。

(退所の命令)

第八条 知事は、入所者が次の各号の一に該当すると認めたとときは、当該入所者に対し退所を命ずることができる。

- 一 就労を継続することが困難と認められるとき。
- 二 前条の規定による知事の指示に従わなかつたとき。
- 三 その他通勤寮の管理上支障のある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

2 知事は、前項の規定により退所を命ずるときは、あらかじめ、援護機関の意見をきかなければならない。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、通勤寮の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

別表

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

区 分	使用料の額
収入月額から必要経費を控除した額が五、〇〇〇円以上の場合	一人月額 四、三二〇円
収入月額から必要経費を控除した額が四、〇〇〇円以上五、〇〇〇円未満の場合	一人月額 三、〇〇〇円
収入月額から必要経費を控除した額が三、〇〇〇円以上四、〇〇〇円未満の場合	一人月額 二、〇〇〇円
収入月額から必要経費を控除した額が二、〇〇〇円以上三、〇〇〇円未満の場合	一人月額 一、〇〇〇円

備考

- 1 この表において「必要経費」とは、飲食物費、日用品費、勤労者控除により控除される経費及び交通費をいい、その額は知事が別に定める。
- 2 月の途中で入所し、又は退所する者のその月の使用料の額は、日割計算により算出した額とする。

鳥取県管住宅の設置及び管理に關する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十八年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和  
四十八年三月鳥取県条例第十七号）の施行期日は、昭和四十八年四月一日  
とする。

鳥取県みつばち転飼条例施行規則をここに公布する。

昭和四十八年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十六号

鳥取県みつばち転飼条例施行規則

鳥取県みつばち転飼条例施行規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第十九  
号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県みつばち転飼条例（昭和四十八年三月鳥取県  
条例第七号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定める  
ことを目的とする。

(許可の申請)

第二条 条例第二条第一項の規定による許可の申請は、みつばち転飼許可  
申請書（様式第一号）に、次に掲げる書類を添附してしなければならない  
い。

- 一 転飼する場所の管理者の土地貸与同意書（様式第二号）
- 二 転飼する場所の附近の見取図

2 前項の申請書は、毎年一月三十一日（農作物の栽培のための施設内に  
おいて、花粉交配をあわせ行なうため転飼する場合にあつては、当該転  
飼を始める日の三十日前）までに知事に提出しなければならない。

(許可証の様式)

第三条 条例第三条第一項の許可証は、様式第三号によるものとする。

(身分証明書の様式)

第四条 条例第六条第二項の証明書は、様式第四号によるものとする。

(申請等の経由)

第五条 条例の規定により知事に対してする許可の申請又は報告は、所轄  
家畜保健衛生所の長を経由してしなければならない。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。



様式第3号

年 第 号 み つ ば ち 転 飼 許 可 証	
住 所	
氏名又は名称 及び代表者氏名	
ほ う 群 数	
転 飼 の 場 所	
転 飼 の 期 間	
そ の 他 の 条 件	
年 月 日	
職 氏 名	
印	

様式第4号

表面

第 号	
身分証明書	
職 氏名	
年 月 日生	
上記の者は、鳥取県みつばち転飼条例第6条 第1項の規定により転飼の場所その他関係のあ る場所へ立ち入り、調査をすることができる職 員であることを証する。	写 真
年 月 日	
職 氏名	印

裏面

鳥取県みつばち転飼条例抜粋	
(報告の徴収等)	
第6条 知事は、この条例の施行に必要な限度 において、転飼者に対し、転飼の状況につい て必要な報告を求め、又はその職員に、転飼 の場所その他関係のある場所に立ち入り、調 査をさせることができる。	3 第1項の立入調査の権限は、犯罪捜査のた めに認められたものと解釈してはならない。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこ れを提示しなければならない。	

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十八年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十七号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

一人月額 一一、六〇〇円	一人月額 一二、四〇〇円
一人月額 一三、一〇〇円	一人月額 一三、九〇〇円
一人月額 一四、六〇〇円	一人月額 一五、四〇〇円
一人月額 一〇、六〇〇円	一人月額 一一、四〇〇円
一人月額 一二、一〇〇円	一人月額 一二、九〇〇円
一人月額 一三、六〇〇円	一人月額 一四、四〇〇円
一人月額 一四、一〇〇円	一人月額 一四、九〇〇円
一人月額 一五、六〇〇円	一人月額 一六、四〇〇円
一人月額 一六、六〇〇円	一人月額 一七、四〇〇円
一人月額 一三、一〇〇円	一人月額 一三、九〇〇円
一人月額 一四、六〇〇円	一人月額 一五、四〇〇円
一人月額 一四、六〇〇円	一人月額 一五、四〇〇円

を

一人月額 一一、六〇〇円	一人月額 一二、四〇〇円
一人月額 一三、一〇〇円	一人月額 一三、九〇〇円
一人月額 一四、六〇〇円	一人月額 一五、四〇〇円
一人月額 一〇、六〇〇円	一人月額 一一、四〇〇円
一人月額 一二、一〇〇円	一人月額 一二、九〇〇円
一人月額 一三、六〇〇円	一人月額 一四、四〇〇円
一人月額 一四、一〇〇円	一人月額 一四、九〇〇円
一人月額 一五、六〇〇円	一人月額 一六、四〇〇円
一人月額 一六、六〇〇円	一人月額 一七、四〇〇円
一人月額 一三、一〇〇円	一人月額 一三、九〇〇円
一人月額 一四、六〇〇円	一人月額 一五、四〇〇円
一人月額 一四、六〇〇円	一人月額 一五、四〇〇円

に

改め、同表の備考の2中「四五五円」を「五〇〇円」に改める。  
附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十八年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則（昭和四十五年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「又は森林組合（以下「合併森林組合」という。）」及び「又は合併森林組合」を削り、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 合併後存続し、又は合併によつて設立する森林組合（以下「合併森林組合」という。）にあつては、合併森林組合一組合につき二十万円

第二条第二号中「二人」を「二人以上」に改める。

別表第一の表中

合併農協	正組合員戸数が一、五〇〇戸未満のもの	一人
	正組合員戸数が一、五〇〇戸以上のもの	一人
	正組合員戸数が一、五〇〇戸以上のもの	二人
	正組合員戸数が一、五〇〇戸以上のもの	二人
合併森林組合	正組合員戸数が三、〇〇〇戸以上のもの	三人

に

改める。

別表第二の表を次のように改める。

合併農協	正組合員戸数が一、五〇〇戸未満のもの 正組合員戸数が一、五〇〇戸以上のもの	一、〇〇〇万円 一、五〇〇万円
合併森林組合	正組合員戸数が一、五〇〇戸未満のもの 正組合員戸数が一、五〇〇戸以上のもの 正組合員戸数が三、〇〇〇戸以上のもの	一、〇〇〇万円 一、五〇〇万円 二、〇〇〇万円

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(37)を次のように改める。

- (37) 鳥取県みつばち転飼条例（昭和四十八年三月鳥取県条例第七号）

第四条の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】